

# 令和6年1月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年1月25日(木)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

4番 田中 孝喜 5番 田島 正孝

### 第2 提出議案

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第44号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に対する意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第46号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

令和6年1月25日(木) 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和6年1月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「4番 田中委員」「5番 田島委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第42号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
1番の申請ですが、譲渡人は、地区外に居住しており高齢で今後維持管理ができないため、農地の譲渡を検討していたところ、自家消費用の野菜を耕作したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。  
なお、申請された農地については、野菜を作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域共同体として生産活動に参加するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、湯無田地区の担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 楠田委員 はい、2番 楠田です。譲受人、譲渡人は兄弟関係になっています。。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第42号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長            (別紙資料 議案第42号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、譲受人は以前から申請地を借りて耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第3条の申請をされています。

なお、譲り受けた後も今までどおり水稻を耕作する予定で、周囲に迷惑にならないよう草刈等の作業を適格に行い、地域に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長            それでは、金屋地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員            はい、4番 田中です。譲渡人もご主人が亡くなり管理が難しいとのことですが、現在も譲受人の方が耕作中とのことなので特段問題はないと思えます。ご審議方をお願いします。

川島会長            それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第42号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第42号の申請番号3番を朗読し説明する。)

3番の申請ですが、譲渡人は、高齢で維持管理ができないため、農地の譲渡を検討していたところ、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

なお、申請された農地については、水稻を作付け予定で、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域集落営農活動の中で生産活動に努力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願ひします。

村川委員

はい、9番 村川です。譲渡人には後継者もないとのことですので今回の申請に至ったとのことですので。ご審議方お願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第42号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第43号を朗読し説明する。)

今回の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、申請地の隣接地を法人の社宅兼事務用地をして取得し、申請地をその駐車場用地及び通路として利用する計画となっています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土を行うことなく現状のまま利用し、駐車場となる部分は碎石を入れるため土砂流出のおそれはないと思われます。また、建物の建築もしないので日照、通風等の被害は生じないと思われます。なお、雨水の排水は、溜枘を設置し道路側溝に放流する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長                    それでは、井石地区の担当委員である「4番 田中孝喜委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田中委員                    はい、4番 田中です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第43号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第44号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    (別紙資料 議案第44号について説明する。)

農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和5年12月27日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。

農用地除外の理由は、町道南部線の拡幅工事に伴い、事業計画者の個人住宅を移転する必要があることから申請されています。

申請地は、昭和56年10月に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから、第1種農地と判断され、更に、農用地の指定を受けており、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、転用の許可は可能ではないかと判断しました。

なお、農用地に除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされておりますので問題ないものと思われ。ます。

被害防除計画ですが、盛土を最高0.5m行うということですが、土留め工事をするので土砂流出の被害は生じないとあり、また建物の高さを4.28m程度に加減して

建設される予定であることから近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われ  
ます。

排水計画は、雨水は既存水路へ放流され、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽に接  
続され河川へ放流となります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

川島会長                    それでは11番 山口泰委員、補足説明をお願いします。

山口委員                    はい。11番 山口です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第44号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴  
う意見について」は「除外することに異議なし」として進達することにご異議ござ  
いせんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長                    それでは議案第44号については、「除外することに異議なし」として進達  
することにいたします。

続きまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について」、及び議案第46号「農用地利用集積等促進計画の要請につい  
て」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    (別紙資料 議案第45号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、岳辺田郷大野118-1他合計2筆で、面積は、合計3,  
955㎡となります。

利用権設定をするものは、岳辺田郷〇〇さん他1名で、利用権設定を受ける者は  
公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、変更・水田と  
なっています。

期間はすべて令和6年3月10日からで、10年間の令和16年3月9日までが  
1筆、5年間の令和11年3月9日までが1筆となっています。

(別紙資料 議案第46号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、岳辺田  
郷大野118-1他合計4筆で、面積は、合計4,309㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 岳辺田郷〇〇さん他2名で、種別・利用目的は変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年3月10日からで、10年間の令和16年3月9日までが1筆、5年間の令和11年3月9日までが1筆、3年11ヶ月間の令和10年2月9日までが2筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第46号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第45号及び、議案第46号については、承認することと致します。

続きまして、議事日程第3「報告事項」に入ります。報告第6号「農地転用許可除外届について」、事務局からの説明をお願いします。

(別紙資料 報告第6号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3「報告事項」を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会1月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。